

脱臭設備整備工事  
仕 様 書

令和8年6月

塩谷広域行政組合

## 第1章 一般仕様書

### 第1節 総 則

#### 1 工事の目的

本工事は、しおやクリーンセンターにおける脱臭設備の劣化及び破損箇所の整備を行うことによる脱臭機能の維持を目的とする。

#### 2 工事概要

工 事 名：脱臭設備整備工事

工事箇所：栃木県矢板市安沢 3622 番地 1 しおやクリーンセンター

工事期間：契約日から令和8年11月30日まで

工事内容：脱臭設備の充填物の補充（取替）、消耗部品の交換及びFRP製水槽の補修工事

#### 3 工事内容

アルカリ洗浄塔内部の充填物の補充（取替え）及び酸・アルカリ洗浄塔の消耗部品（ビニロックフィルター、エリミネーター、スプレーノズル、マンホールパッキン、圧力計等）の交換（一部は洗浄後再利用）を行う。また、アルカリ洗浄塔及び酸・アルカリ循環水槽の亀裂・損傷部を補修する。

なお、現場内で発生する建設副産物の処理については、再生資源の利用の促進に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設廃棄物処理指針その他関係諸法令等に従い、指定された方法により適正に処理を行うこと。

## 第2節 一般事項

### 1 仕様及び数量等

別紙設計書のとおり

### 2 受注者の責務

受注者は、発注者と十分な協議を行い、工事の目的を十分に理解し、施工しなければならない。

### 3 関係法令等の遵守

工事の実施に当たり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」をはじめ、関連する法令、規則、通知等を遵守すること。

### 4 秘密の保持等

(1) 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密又は個人情報を漏らしてはならない。

(2) 受注者は、発注者の承諾なく、この契約の履行を行う上で得られた設計図書等（工事を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

### 5 提出書類

受注者は、工事の着工及び完了に当たって、下記の書類を提出しなければならない。

#### (1) 着工時

- ① 着工届
- ② 工程表
- ③ 主任技術者届（学歴及び経歴を含む）
- ④ 現場代理人届
- ⑤ 作業員名簿
- ⑥ 使用材料確認書

#### (2) 完了時

- ① 完了届
- ② 報告書（4部）
  - ・ 工事概要
  - ・ 主任技術者（写）

- ・ 現場代理人届（写）
  - ・ 実施工程表
  - ・ 工事写真
- ③ 引渡し通知書
- ④ その他必要な書類

## 6 現場代理人及び主任技術者

- (1) 受注者は、現場代理人及び主任技術者を定め発注者に通知するものとし、変更したときも同様とする。
- (2) 法令により業務を行う技術者の資格が定められている場合は、当該資格を有する技術者が業務を行わなければならない。
- (3) 現場代理人及び主任技術者は、これを兼ねることができる。
- (4) 現場代理人は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有し、業務を総合的に把握し調整を行う者で、必要な知識と経験を有する者とする。
- (5) 主任技術者は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有し、業務の実施に関して技術上の管理をつかさどる者で、適切な資格、経験、技術力等を有する者とし、資格、経験等を証明する資料を提出すること。

## 7 工程

受注者は、工事の遂行上、工程に変更が生ずると予測される場合、直ちに工程表の変更届を提出し、組合と協議を行い、承認を受けなければならない。

## 8 検査

受注者は、工事の完了後 14 日以内に施工箇所の検査を受けなければならない。検査時点で受注者の帰すべき理由により修補が必要な箇所が指摘された場合は、受注者は速やかに補修等の措置を行うものとし、これに要した費用は受注者の負担とする。

なお、工事期間内の検査とし、補修がある箇所についても工事期間内に補修するものとする。

## 9 疑義の解釈

工事の実施に当たり、仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は仕様書に定めのない事項については、発注者と協議の上、支障のないように努めなければならない。

## 10 その他

工事に必要な資機材等は全て受注者の負担とする。